

別紙（１） 番号法第19条第7号別表第二に定める事務

提供先 No.	提供先	法令上の根拠 (項番)	提供先における用途	提供する特定個人情報
1	厚生労働大臣又は共済組合等	46	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法百三十六条第一項（同法百四十条第三項において準用する場合を含む。）、百三十八条第一項又は百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの